

奨学金返還支援で人材確保を 官民連携奨学金返還支援制度 **連携事業者**を **募集します**



■ 奨学金返還支援制度の概要

- ◎ 市内に居住し、連携事業者に就職した方に対し、3年間で合計100万円～150万円を支援します（ただし返還元金の残額が支援上限額となります）
- ◎ 支援額のうち敦賀市は3年間合計で75万円を負担します
- ◎ 連携事業者は3年間合計で25万円、50万円、75万円のいずれかの負担額を選択します



連携事業者 の メリット

- ・自社に就職すれば奨学金返還支援を受けられることを就職セミナー等でPRできます
- ・市ホームページで奨学金返還支援を受けられる連携事業者であることを広報します



- ・敦賀市ホームページから登録申請書をダウンロードし商工貿易振興課へご提出ください
- ・要件を満たしていれば後日登録をお知らせし敦賀市ホームページに企業名を掲載します



連携事業者 に なるには

問い合わせ

敦賀市 産業経済部 商工貿易振興課
電話 0770-22-8122 邮箱 syoukou@ton21.ne.jp

連携事業者の要件

- 制度の趣旨に賛同いただき、支援額をご負担いただけうこと
- 市内に事業所を有しており、市内事業所での正規雇用を目的とした採用活動を行っていること
- 会社又は個人事業主であること
(個人事業主の場合は敦賀市内で事業を行っていること)
- 市税を完納していること



対象者の要件

令和7年4月1日以降に連携事業者に正規雇用^{*1}として就職し、次の要件を全て満たす方

- 大学等^{*2}を卒業し、就職時点で35歳以下
- 敦賀市に居住し、住民登録がある
- 敦賀市内の事業所に勤務
- 在学中に奨学生の貸与を受け、補助を受ける年度の11月1日時点での返還中かつ返還滞納なし

(^{*1}期間の定めのない雇用で、通常の労働者と同等の労働契約を有し(週30時間以上)、雇用保険の一般被保険者として雇用すること)
(^{*2}大学・大学院・短期大学・高等専門学校・専門学校(修業年限2年以上の専門課程及び高等課程に限)・高等学校・中等教育学校の後期課程・特別支援学校の高等部)

支援額

- 各年度の11月1日時点の返還元金の残額に対し、3年間で1人当たり100万円から150万円(返還元金の残額が支援額に達しない場合は、残額を支援上限額とする)
- 支援額のうち、連携事業者は3年間で25万円・50万円・75万円のいずれかの負担額を選択

奨学生の種類

- 独立行政法人日本学生支援機構が貸与する奨学生
- 地方公共団体が貸与する奨学生
- その他市長が認めた奨学生

期間

- 補助開始年度を含めて3年度

支援額のイメージ

支援額が150万円で、連携事業者負担が75万円の場合

	支援対象者への支援額	うち連携事業者の負担額
1年目	50万円	25万円
2年目	50万円	25万円
3年目	50万円	25万円
計	150万円	75万円

※実際の支援額は11月1日時点の返還元金の残額により決定

敦賀市ホームタウン奨学生制度のお知らせ

誰もが進学機会を得られる環境を整え、敦賀で生活を営む方を応援します！

1 奨学生育英資金貸付金

市が最大270万円を無利子で貸付、卒業後敦賀市に一定期間居住・就労すれば返還を全額免除(※所得要件あり)

2 官民連携奨学ローン返済支援

特定の金融機関からローンを借り入れ、卒業後敦賀市に一定期間居住・就労すれば最大300万円を返済支援

3 官民連携奨学生返還支援

奨学生の貸与を受け、卒業後敦賀市に居住・連携事業者に就職した場合、市と連携事業者で最大150万円を返還支援

令和6年度 新設

敦賀市人材確保支援制度のお知らせ

1 企業魅力UP応援補助金

「福井県社員ファースト企業宣言」の今後の取り組みに掲げた取り組みを支援

2 企業魅力発信応援補助金

人材確保のための情報媒体作成にかかる費用の一部を支援

3 企業説明会出展補助金

民間事業者主催の企業説明会などへの出展費用の一部を支援

※詳細は市ホームページをご覧ください